

みんなでつくる 明日の函南・静岡

静岡県議会議員

ひろた直美



ひろたなおみ

本号では、函南町のみならず、近隣の課題について取り組んでいる内容を報告します。また、中央新幹線工事は発生土処理を取り上げました。今後もひろた直美の活動にご理解・ご支援をお願い申し上げます。

(仮称)函南太陽光発電事業計画の林地開発行為の許可について 『請願の主旨』

函南町軽井沢地区の大規模太陽光発電施設設計画（以下、「当該計画」という。）に関して、静岡県が令和元年7月8日に同計画の林地開発行為を許可しています。これまで当該計画に対して地元住民、地元自治会、地元議会が様々な方法で「反対」の意思を伝えるとともに、県に対し「許可の取り消し」を求めてきました。しかし、このような地元の切実な訴えに対し、県は同許可について、森林法上の4要件（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）に照らし「問題ない」との回答を繰り返しています。また、軽井沢地区から約4kmしか離れていない熱海市伊豆山地区では、昨年7月3日に大規模な土石流災害が発生し、盛土をはじめとする開発行為に対し慎重な検討を求める地域住民の声や盛土に対する不安の声は伊豆山地区のみならず、近隣地域でも高まっています。

当該計画を巡っては、森林法上の4要件に照らし問題ないとする県の見解に対する疑問、許可手続きに関する地元住民及び函南町との協議において県の見解と地元住民及び函南町の見解が相いれない状況であり、当該計画の林地開発行為が適切な判断と手続きのもとに許可されたのかという疑義が払拭されていないと感じています。

当該計画の事業者が環境影響評価審査会に提出した方法書の内容には、1,400件を超える意見書が提出されたことや環境影響評価審査会でも専門家から数多くの問題点を指摘されるなど、極めて複雑な計画です。その後に提出された修正版の方

法書でも知事や住民の意見の多くを無視した内容でした。このようないい不誠実な事業者から提出された林地開発許可の申請書には、実質的な河川協議がされていないこと、活断層の存在や現況河川の形状を無視するなど現況調査に不備があるなど、不正確な申請書に基づく審査が行われた可能性も否めません。

つきましては、県議会の開かれた場で当該計画における林地開発許可の判断および手続きに対し、検証を行い、様々な疑問を公の場で明らかにしていただきたいと切にお願いする次第です。
①令和4年6月21日に、議会に請願書が提出され受理した
ので、産業委員会で審議しました。

民からは、不安の声が寄せられている。県は地元の主張をどう受け止め、今までどのような努力をしてきたのか、県の認識を伺う。

A 森林法の林地開発許可について、森林法第10条の2第2項において、「都道府県知事は、林地開発許可申請4項目（災害の恐れ、水害の恐れ、水の確保、環境への影響）に該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とされています。

森林を開発することで、森林の機能が低下し、土砂の流出やリスクが生じる。このため、低下する機能を代替するため、土砂災害の防止では、切土・盛土の安全性の確保、土砂の流出を防ぐ施設の設置など、こうした森林の機能を代替する防災施設等が講じられることで、森林の現に有している4つの公益的機能を確保できると判断した。

ただし、森林審議会答申の付帯意見、函南町長の意見や函南町民等から「住民への説明が不十分」など多くの意見が出ていることから、これらに配慮して許可条件を付して、許可をすることとした。

そうした中で、河川協議がされていないという件について打ち合わせを行った記録を県が確認した結果、また、町長の意見書には、事業者は河川管理者の同意を得ていて、町長の意見は付されていなかつたこと、許可にあたっては、町から「土地利用事前協議については不同意」との報告を受け、その詳細を町に聞き取った結果、「函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱の基準は満たしている」との回答があつた。

これらのことから、町の管理河川の協議は整つたと判断した。

一方で、県の管理河川については、調査が十分ではなかつた。事業者からは、集水区域の取り方に間違いがあつたとの連絡があつたことから、申請書の誤り、町、県管理河川の確認を含めて、誤りがあればその理由、安全性について、報告するよう指導している。現在回答内容について調査検証中である。事業者には、申請書の修正を完了し、審査基準に適合しているか確認がとれるまで、着手しないよう指導している。

申請内容に誤りがあつたことは、事業者は認めており、是正する意向も示している。悪質性があるわけではないので、申請内容を修正させることで、対応を考えている。許可の取り消しは考えていない。

②本請願書が本会議で採択。会派ふじのぐに県民クラブで現地視察と意見交換を実施。この課題認識を会派内で共有するために、請願者の協力の元、現地視察と意見交換を実施しました。

当日は、活断層の理解を深めるために、丹那断層公園で、活断層の特徴を理解し、事業計画地の規模を認識するために、丹那盆地から事業計画地を望み、田代崩落現場と断層、軽井沢調整池計画地、調整池から赤沢川へ放流するための水路計画地、丹那沢へ放流する調整池計画地を現地視察しました。

その後、請願者から請願書内容についての説明と要望内容を確認させていただきました。



熱海土石流災害

昨年7月3日に発災したこの災害で、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

発災直後に被災地を視察しました。その時は、通行止めにより、迂回路にて源頭部の状況を拝見しました。今では監視システムが導入されていますが、当時は、職員による監視体制で危機管理を実施していました。

その後は、現場の負担を考え、現地視察は控えさせていただいていました。

県でやるべきことを考え、「土採取等規制条例」が現場に即した内容になるように公布まで取り組んでまいりました。また、体制作りにも取り組み、結果、罰則の強化と許可制への移行を盛り込んだ条例の施行と、くらし環境部に盛土対策課、経営管理部に困難事案支援チーム、関係諸機関の連絡調整の場の設置が示されました。県のこうした改善への取り組みは評価できると思います。

①現地視察

A2

Q2

A1

②逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書並びこれに対する県の見解・対応についての質疑応答

Q1

農林事務所とも「現在の危険な状態を行政として放置することは許されない。業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要がある」という認識で一致。2011年6月2日、市はA社に対して弁明の機会を付与した上で、措置命令を発出する方針を決定するが、市はその後、A社が市の指導に従う姿勢を見せ、いくつかの防災対策工事も関連会社D社に実施させた、結果として工事実施後、当該地域の地盤の安定化に効果があつたと市が確認したため、A社に対する弁明の機会の付与及びそれに続く措置命令の発出を見合わせた。とあるが、このことについての見解は。

2011年3月末までは、県の職員も源頭部の問題に困難事案支援チーム、関係諸機関の連絡調整の場の設置が示されました。県のこうした改善への取り組みは評価できると思います。

2011年3月末までは、県の職員も源頭部の問題になつたと感じる、県・市関係機関における当該地域の危険性の認識に変化があつたのか。

わつている。前所有者とは少し対応が違う方であるということがある。もう一つは、措置命令を見送った時に、熱海市の見解が必要であるが、熱海市の百条委員会とかから出てくる内容によると、防災措置が少しされて、少し安心をしたところがあつて、措置命令が見送られたと思う。全体的に少し安心感が出たんではないかと、土地所有者が変わったこともあるが、それ以上土が搬入される可能性が減ったことと、残っている盛土に改めて、現状を把握するために、熱海市のこれまでの取り組み状況、熱海市百条委員会の現状について話を聞き、現地視察をしました。

5月13日、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会」から最終報告がされ、また、5月17日には当時の難波副知事が「報告書に対する県の見解・対応」を説明しました。熱海市で行われている百条委員会は年内での取りまとめを目指しており、被害者遺族らが原告となつている損害賠償請求訴訟中であり、災害から1年超、未だ問題解決の兆しはありません。

改めて、現状を把握するために、熱海市のこれまでの取り組み状況、熱海市百条委員会の現状について話を聞き、現地視察をしました。

2011年3月末までは、行政側の対応が低調になつたと感じる、県・市関係機関における当該地域の公文書や検証委員会の文書では、D社O氏という整理がされているが、その方を含めて何名かで県の東部健康福祉センターに来られたという方は事実としてあつて、公文書として残つていて、その時のやりとりも残つていて、それを読む限りでは、来られた方の意図を計りかねているという方が実態である。それまで現場で作業をして、適切な作業ではなく、杜撰な作業を行ってきた本人なので、その本人からそこが危険だと言われてどう対処したらいいのかという問題が一つ、また、来られた時に、源頭部の話だけでなく、日金町のがれきの処理問題にかなり力を入れて話をしていて、廃棄物処理の担当部署であるため、そちらに

A3

2011年3月末までは、行政側の対応が低調になつたと感じる、県・市関係機関における当該地域の公文書や検証委員会の文書では、D社O氏という整理がされているが、その方を含めて何名かで県の東部健康福祉センターに来られたという方は事実としてあつて、公文書として残つていて、その時のやりとりも残つていて、それを読む限りでは、来られた方の意図を計りかねているという方が実態である。それまで現場で作業をして、適切な作業ではなく、杜撰な作業を行ってきた本人なので、その本人からそこが危険だとと言われてどう対処したらいいのかという問題が一つ、また、来られた時に、源頭部の話だけでなく、日金町のがれきの処理問題にかなり力を入れて話をしていて、廃棄物処理の担当部署であるため、そちらに



関心がいつて、盛土の安定性のところには関心がいかなかつた。がれきの問題に特に反応したというのが実態だと思う。そなうは言いながら、そういう指摘があつた訳なので、県庁内で共に有することが必要だつたと思つていい。

Q4

最悪の事態を引き起こした要因の根底はどこにあると考へておるか。

A4

根底は踏み込みの度合いだと思う。どのような事態が起きそうかという想像、想定だと思う。検証委員会の報告にもはつきり書かれているが、最悪の事態の想定の失敗とあつたが、この問題に対処することだけでなく、県庁の日常の行政の中にもいっぱい出てくる。何か言つてこられたことに対しても、現場の何かの状態があつた時に、それをどう見るかというところで、「多分大丈夫だろう」と見るか、「大変なことになる」と思うかは、個人の判断に任されているところがある。普通の行政をやつていると、最悪の事態を考えることはあまりなく、普通の対応をするのが一般的だが、人命に関わる問題については、常に最悪の事態を想定して対応するという意識付けが一番大事だと思っている。引継ぎがされていなかつたのは、引継ぎの習慣がなかつたのでなく、引継ぎは行つてゐるが、引継ぎの項目の中に源頭部の問題が入つていなかつたわけで、そこがそれほど危ないという認識がなかつたから記録されていな。根底にある、県民の生命に関わる部分については、最悪の事態を想定して断固たる措置をとつていく、それも自分の法律の範囲だけでなく、行政全体、県全体、あるいは県と市で連携して、どうやって阻止できるのかということを考えるというシステムを作つていく必要があると思つていい。

県職員の実務に関して。打ち合わせ記録、電話応対の有無、

開催された会議の記録など公文書の不備が多く、今回のヒアリング調査や百条委員会でも記憶に頼らざるを得ない状況となつており、議論の要領が得ず、事実の検証すら示されていません。改めて公文書や記録などの実務について、手順やルールを確立していくように取り組んで参ります。

組織運営上の問題に関して。県が示した業務引継ぎに関する資料では、この案件に関わっていた職員がごく一部に限られ、直属の上司も把握していなかつたり、事業者からの申し出や報道機関からの指摘も情報共有がなされておらず、後任者への引継ぎからも消えています。今回得られた教訓として、答弁にもあるように、「自分の法律の範囲だけでなく行政全体で、どうやって阻止できるのかということを考えるシステムづくり」を実現させていきます。

③被災者支援

令和3年8月16日に熱海市が災害対策基本法第63条第1項市町村長の警戒区域設定権等に基づいて警戒区域に居住していた世帯に対し、被災者生活再建支援法(県権限)に基づいて「長期避難世帯」として12月16日に設定されています。この認定を受けた世帯は、住宅が全壊未満であつても、全壊世帯と同等の被災者生活支援金の受給が可能です。ただ、弊害もあります。それは、長期避難世帯設定中に申請をしなければ、受給されない点です。つまり、解除されると支援金の申請はできなくなるため、申請を急ぐあまり、望まない所へ移住する弊害が生じてゐる先例があります。この弊害が生じないように、県には長期避難世帯の解除の運用を弾力的に進めるよう進言していきます。

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議 第8回地質構造・水資源部会専門部会を傍聴

2022年7月13日に、田代ダムと中央新幹線工事関連現場を現地視察した結果、工事の一定期間、田代ダムから発電するための取水を抑制し、大井川に還元する方策と、発生土置き場について、課題認識を持ったので、傍聴しました。一部、報告します。

当日の出席者は、地質構造・水資源部会専門部会の委員、事業者である東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部・建設部の職員、静岡県くらし・環境部の職員、オブザーバーとして国土交通省鉄道局施設課環境対策室長でした。

①発生土置き場

課題点／トンネル掘削土に対する自然由来の重金属等については、頻度はトンネル工事施工ヤードにて1回/日を基本に実施。しかし、岐阜工区工事において、JR東海の分析結果では、問題なしとされたが、岐阜県の分析ではヒ素とフッ素が検出された事例があつた。このような事例を回避する取り組みは、複数点から採取し、回数を増やす。

回答／このようなことがないように、1回/日は原則であり、確立していくように取り組んで参ります。

組織運営上の問題に関して。県が示した業務引継ぎに関する資料では、この案件に関わっていた職員がごく一部に限られ、直属の上司も把握していなかつたり、事業者からの申し出や報道機関からの指摘も情報共有がなされておらず、後任者への引継ぎからも消えています。今回得られた教訓として、答弁にもあるように、「自分の法律の範囲だけでなく行政全体で、どうやって阻止できるのかということを考えるシステムづくり」を実現させていきます。

砂基準に適合しない土砂等を使用して、盛土等を行つてはいけない」としてある。

回答／条例適用外があることから、これから煮詰めていく。

回答／条例適用外があることから、これから煮詰めていく。

課題点／最大の発生土置き場候補地の燕沢の盛土量の低減策は、複数ある発生土置き場候補地にトンネル掘削土を分散配置して、盛土量を提言する検討を深めている。令和4年5月よりボーリングによる地質調査を施工して、支持基盤の確認等を進めている。

本工事で盛土を行つたすべての発生土置き場は、将来に亘ってJR東海が責任をもつて管理していく。

②田代ダムからの取水を抑制し、大井川に還元する方策

課題点／健全な議論するための基礎データで実現可能性を議論するべき。

回答／自前の田代ダム上流地点で月1回計測している河川流量を基に、還元量を計算した。

課題点／東電が保持しているデータと取水量を加味した上で還元量を試算するべきである。実現可能性を議論することはできない。

回答／東電の了解を得れば試算をする。

③JR東海が作成した冊子配布

課題点／河川法水利権への見解は、東電には正式に申し入れをしていない。専門家に相談して回答したい。

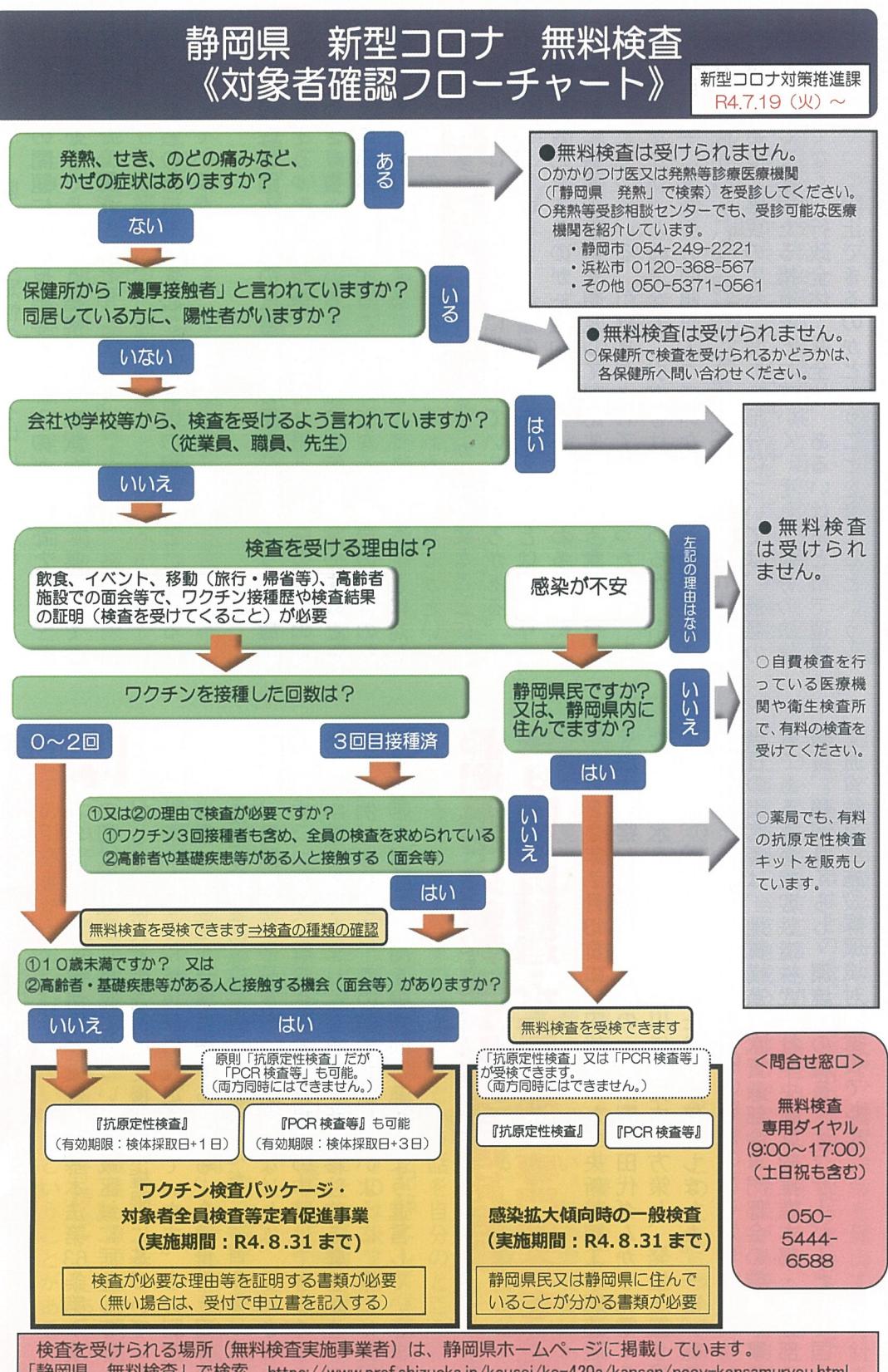
課題点／JRが冊子で説明することは良いことであるが、専門部会で議論していることの記載が一切ない。誤解や印象操作、楽観感や不安感をあおる可能性がある。

回答／専門部会での議論は続く。準備ができたので、発行した。今後、更新していく。



**新型コロナウイルス感染に
不安を持たれている方へ**

県内において、過去最大の新規感染者数を記録するなど、急激に感染拡大しています。感染に不安を持たれている方は、函南町内に3か所、無料検査場が設置されています。無料検査の対象になる方のフローチャートと検査場を掲載しますので、参考にしてください。



ヴァンジ彫刻庭園美術館の 対応について

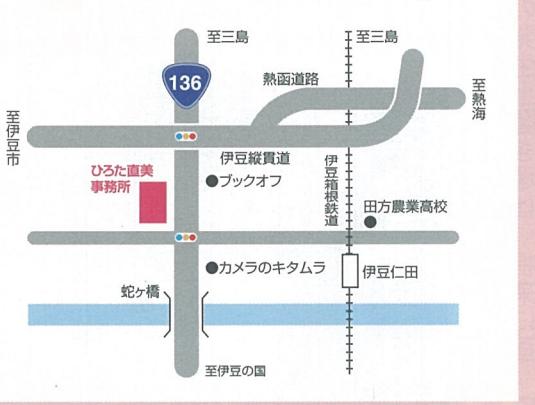
クレマチスの丘には、3つの拠点施設があります。そのうち井上靖文学館は長泉町が引き受け、ビフェ美術館は一般社団法人人が引き受け、残りのヴァンジ彫刻庭園美術館について2021年10月に、池田長泉町長と共に岡野副館長ら関係者が2022年度で閉館する経営状況であり、社会教育機関としての活動を続けていただけたならば、県に美術館を無償譲渡する意向を伝えにきました。このことを契機に、本検討会を3回開催し、この度、報告書が提出されました。その報告書の主な趣旨は、課題の解決、または解決に向けた調整を継続することを前提に、当美術館の譲渡を受け入れる価値があると判断するでした。

その課題とは、①現状の継続ではなく、新たな活用コンセプトを明確化すること。②地域との連携を図り、地元市町等の負担も想定すること。③ヴァンジ彫刻作品及び駐車場の賃貸借関係を解消すること。が提示されました。

事務所・連絡先

県議会報告書等お知らせを郵送しています。
ご希望の方は当事務所連絡先に連絡ください。

ひろた直美 事務所
TEL.055-978-4693 FAX.055-944-6737
〒419-0124 静岡県函南町塙本131-6
E-mail a15679@rendo.ccn.ne.jp



そして、6月定例議会において調査費500万円が計上され、可決しました。その内容は、基礎調査として、県東部地域における文化施設の実態の調査分析・県東部地域の公立文化施設に求められる役割の調査分析・ヴァンジ彫刻庭園美術館の活用コンセプト案及び活用方法案の作成です。立案にあたっては、県のこれまでの検討状況や基礎情報と、検討委員会の報告書の内容を踏まえ十分な協議を行うよう、注視していきます。

